

【接種方法】

- (1) 契約医療機関での個別接種になります。別紙、「契約医療機関一覧」を参照し予約をしてください。
- (2) 東京 23 区・三鷹市・武蔵野市の契約医療機関で接種できます。
- (3) 杉並区の子診票は、杉並区外転出後は使用できません。
- (4) 予防接種は保護者の同伴が必要です。13 歳以上の方は、保護者が同伴しなくても接種ができます。その場合は、保護者が子診票に署名してください。16 歳以上であれば、自署となります。
- (5) 定期接種対象時期以外の接種は「任意接種（全額自己負担）」となり、子診票は使用できません。

【予防接種を受ける前に】

- (1) 今回受ける予防接種について、表面「予防接種の説明」を読み、必要性や副反応についてよく理解した上で接種してください。分からないことは、必ず接種を受ける前に医療機関で確認してください。
- (2) 当日は朝から接種を受けるお子さんの状態をよく観察し、普段と変わらないことを確認してください。
- (3) 子診票は医師への大切な情報です。正しく記入してください。なお、体温は接種医療機関で測った数値を記入します。
- (4) 接種当日は、母子健康手帳を持参し、接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者が付き添ってください。
- (5) 予防接種を受けた後、翌日以降に次の予防接種を受けるときは、予防接種法で定められた間隔をあける必要があります。

【予防接種を受けることができない場合】

- (1) 明らかに発熱している（37.5℃以上）
 - (2) 明らかに重篤な急性疾患にかかっている
 - (3) 受ける予防接種の接種液成分でアナフィラキシー（全身にひどいじんましん・呼吸困難などの症状に引き続きショック状態）を起こしたことがある
 - (4) 上記以外で、医師が不適当な状態と判断した場合
- ※ 予診の結果、接種せず子診票の再交付をご希望の場合は、各保健センターまたは杉並区役所母子保健係で、母子健康手帳を提示して申請ください。

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- (1) 過去に先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症、その他の病気や発育障害等で治療を受けている
- (2) 過去の予防接種で、接種後 2 日以内に発熱がみられた、及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた

- (3) 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある
- (4) 近親者が先天性免疫不全症である
- (5) 予防接種の接種液成分に対し、アレルギーがあるといわれたことがある（ワクチンの製造過程において、培養に使う卵・ウシ・ブタ由来の成分、抗生物質、安定剤等が入っているものがあります。）
※ 該当すると思われる場合は、予診の際に医師とよく相談してください。主治医やかかりつけ医師が別にいる場合は、あらかじめ接種について相談してください。
- (6) 血小板減少症や凝固障害がある
- (7) 妊娠又は妊娠している可能性がある
- (8) 外傷等を契機として原因不明の疼痛が続いたことがある
- (9) ワクチン接種後に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことがある
※ (8) (9) について、広範な疼痛または運動障害が起こる可能性が高いと考えられると指摘されています。

【予防接種を受けた後は】

- (1) 接種後 30 分間程度は、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがまれにあります。
- (2) 接種後、特に一週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位はこすらないでください。
- (4) 接種当日は、激しい運動を避けましょう。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【健康被害救済制度】

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、埋葬料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、埋葬料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合は、杉並保健所保健予防課へお問い合わせください。

杉並保健所 保健予防課	3 3 9 1 - 1 0 2 5
荻 窪 保健センター	3 3 9 1 - 0 0 1 5
高井戸 保健センター	3 3 3 4 - 4 3 0 4

高円寺 保健センター	3 3 1 1 - 0 1 1 6
上井草 保健センター	3 3 9 4 - 1 2 1 2
和 泉 保健センター	3 3 1 3 - 9 3 3 1